

審査基準及び標準処理期間

所属名	指導検査課 建設業係
内線番号	5222

No.	項目	内容
①	処分名	解体工事業者の登録の更新
②	法令名	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
③	法令番号	平成12年法律第104号
④	根拠条項	第21条第2項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第二十一条 解体工事業を営もうとする者(建設業法別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う
⑦	審査基準	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条、第22条、第24条、第31条 ・解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)第2条、第3条、第4条、第7条 ・京都府HP 解体工事業の登録について
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府警察本部
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 30日
	経由期間	
	協議機関	14日
	当該処分機関	協議機関の処理期間を含み30日
⑫	問合せ	指導検査課・建設業係(075-414-5222)
⑬	備考	事務の専行等:指導検査課長(府外業者)、土木事務所長(府内業者)